

第十号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の特
殊勤務手
当に關す
る条例の
一部を改
正する条
例
職員の特
殊勤務手
当に關す
る条例（
平成十年
六月江戸
川区条例
第二十五
号）の
一部を次
のように
改正する
。

第八条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。